

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 2 5 年 4 月 1 0 日（水） 本社 1 1 F 会議室	
出席委員	小 林 秀 一（弁護士） 白 土 博 通（大学教授） 泉 水 文 雄（大学教授）	
審議対象期間	平成 2 3 年 1 0 月 1 日～平成 2 4 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	抽出案件 3 件	（備考）
一般競争	1 件	・ 舗装マネジメントシステム構築業務
条件付一般競争	1 件	・ 神戸管内料金所安全通路設置工事現場技術業務
指名競争	1 件	・ 平成24年度坂出管内道路改良工事等現場技術業務
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・ 別紙のとおり	・ 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 意見の具申、勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
①入札方式別発注業務について説明 ・ 特になし ②指名停止等運用状況について説明 ・ 特になし ③一般競争（舗装マネジメントシステム構築業務） ・ 当該契約は、相手方から技術提案を求めようなものではないのか？ ・ 舗装状態の調査も本業務の施行内容に含まれているのか？ ・ 路面性状調査データは、どれくらい蓄積されているのか？ ・ 本契約は、WTO協定対象案件であるため、総合評価落札方式を採用しないのか ・ 本業務のような役務契約は、低入札価格調査制度を導入していないのか？ ・ 役務提供には、低入札調査制度がなじまないということか？ ・ 低入札調査制度が無いと完成品の品質にリスクがあると思うが、役務が完成して、結果、システムに不備がある場合はどうなるのか？	・ 当社が示す仕様書どおりにシステムを構築する業務であることから、総合評価落札方式のような技術提案を求めるものではない ・ 舗装状態の調査は、別途契約の路面性状調査により行っており、本業務の施行内容ではない ・ 平成１１年からデーターを蓄積している ・ その通りである ・ 工事については、低入札価格調査制度を導入しているが、役務については、当該制度を導入していない ・ 工事であれば、調達資材の価格等が適正であるか否かの調査を実施することができるが、役務の内訳は、主に労務費で構成されていることから、適正であるか否かの判断が難しい。従って低入札調査はなじまないと思慮する ・ 最終的に完成品の品質検査を実施することから、仮に不備があった場合は、契約書に基づき、修補手続きを行い検査に合格するまで契約完了としない。また、契約不履行の場合には契約書に基づき損害賠償を求める等の措置をとることとなる。

意見・質問	回答（説明を含む）
・ 役務以外他種別の契約で、入札価格が一定の価格を下回った場合、失格とする或いは、低入札価格調査を行う等の制度は設けていないのか？ ・ 役務に対して、それら制度は設けないのか？ ・ 5者の入札金額について差があると思うが、その調査を行うようなことはしないのか？ ・ システム導入後、システムに問題があった場合の担保はあるのか？ ④条件付一般競争（神戸管内料金所安全通路設置工事現場技術業務） ・ 本件の現場技術員には、どのような資格要件を必要としているのか？ ・ 積算方法は？ ・ 積算については、適切であると思うが、予定価格と入札価格にかなりの差があることについてはどうか？ ⑤指名競争（平成24年度坂出管内道路改良工事等現場技術業務） ・ 先ほどの料金所安全通路設置現場技術業務と本件の1ヶ月あたりの人件費単価を比較すると先ほどの案件の方が割高であるが、業務内容に差があるからか？ ・ 現場技術員の保険料は契約上どのように定めているのか	・ 工事の場合については、当社が、公共工事の発注機関であり、品質確保等の観点から、低入札制度を設けている ・ 先ほど申したように、役務の内訳が、主に労務費で構成されており、適正であるか否かの判断が難しいことから、それら制度は設けていない。なお、国等の他機関においても、役務についてそれら制度を設けていない。 ・ 入札後、各社の入札根拠をヒアリングするなどの調査は行っていない。 ・ 契約書に瑕疵担保条項を設けている ・ 1級若しくは2級建築士又は1級施工管理技術士の資格を持ち、かつ、現場技術員として3年以上の経験を持つ者を資格要件としている ・ 国が策定している単価を根拠としている ・ 予定価格と入札価格の差がある理由については、解らない ・ 先ほどの業務も本業務も技術的難易度は同程度であり、資格要件についても同程度としていることから、業務内容に差はない ・ 受注者側が支払うことを契約条件としている

意見・質問	回答（説明を含む）
今回の入札監視委員会の審議において、意見の具申又は勧告はない。	